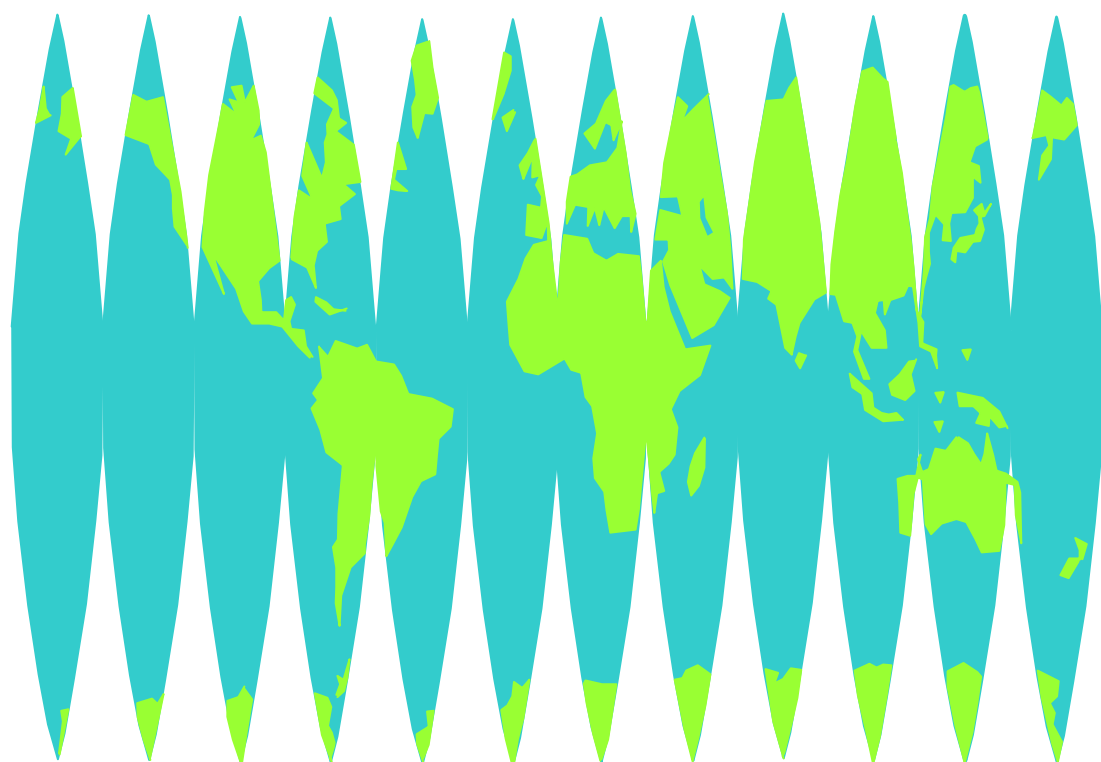


目黒区地球温暖化対策推進 第二次実行計画

(事務事業編)

めぐろ エコ・プランⅡ

～低炭素社会実現に向けた目黒区率先実行計画～



平成26年3月
目黒区

<目次>

第1章	第二次実行計画の策定について	1
1-1	これまでの経緯	1
1-2	第二次実行計画策定の基本的考え方	3
第2章	第一次実行計画の削減の実績について	4
2-1	第一次実行計画の概要	4
2-2	第一次実行計画の温室効果ガスの削減状況	5
2-3	第一次実行計画の省資源の削減状況	6
	(1) 用紙の購入量(使用量)等	6
	(2) ごみの排出量	6
	(3) グリーン購入の推進	7
	(4) 緑化の量(緑化面積)	7
	(5) 省エネルギー機器等の導入	7
	(6) 低燃費車等の導入実績	7
第3章	第二次実行計画の基本的事項	8
3-1	取組み事項	8
3-2	進行管理	8
3-3	位置づけ	9
3-4	計画期間	9
3-5	計画の対象範囲	10
3-6	推進組織	10
3-7	評価委員会	11
第4章	第二次実行計画の取組み内容	12
4-1	目標	12
	(1) 区の事務事業に伴って排出される温室効果ガスとエネルギーの使用量の削減目標	12
	(2) 区の事務事業に伴う用紙の購入量(使用量)とごみの排出量の削減目標	14
4-2	取組み内容	15
4-3	環境研修等	16
4-4	管理対象	16
第5章	公表	16
資料1	区有施設における温室効果ガス排出量等の推移(第一次実行計画)	17
	(1) 温室効果ガス排出量の推移	17
	(2) エネルギー使用量の推移	19
	(3) 環境配慮活動の推移	20
資料2	2012(平成24)年度基準時管理対象区有施設	22
資料3	「地球温暖化対策の推進に関する法律」抜粋	27

第1章 第二次実行計画の策定について

1-1 これまでの経緯

地球温暖化防止に向けた国際的な取組みが進む中、1999（平成11）年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）が施行され、地方自治体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する実行計画の策定と公表が、すべての自治体に義務づけられました。

こうした中、区は、ISO14001や新エコ・アクションプログラムⅡなどの取組みによって、温室効果ガスの削減、環境負荷の低減に一定の成果を挙げてきました。

しかし、2008（平成20）年度に、国においては「エネルギーの使用の合理化に関する法律（2013（平成25）年の改正により、“エネルギーの使用の合理化等に関する法律”に題名変更）」（以下、「省エネ法」という。）及び「温対法」、東京都においては「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「環境確保条例」という。）が改正され、区は事業所のひとつとして、より主体的かつ実効性の伴った取組みを進めていくことが求められることになりました。

これに対応するため、区の全ての施設を対象とし、低炭素社会実現に向けた総合的な温室効果ガス削減の仕組みを構築するとともに、循環型社会の実現のために、ごみの減量等環境負荷の低減に資する取組みを推進することとし、それまでのISO14001の認証と新エコ・アクションプログラムⅡを発展的に解消し、より主体的で実効性の伴った新たな取組みとして2009（平成21）年4月に「目黒区地球温暖化対策推進実行計画（めぐろエコ・プラン）」（第一次実行計画：計画期間2009（平成21）年度～2013（平成25）年度）を策定しました。

2012（平成24）年3月に改定した環境基本計画では、重点プロジェクトのテーマのひとつに「地球温暖化対策の推進」を掲げ、引き続き地域における温室効果ガスの削減に取り組むこととしています。区は、暮らしに最も身近な基礎自治体として、また、区内における大規模な事業所のひとつとして、率先垂範し、低炭素社会・循環型社会実現の牽引役とならなければなりません。

【これまでの区の取組み】

・1997（平成9）年6月 「目黒区環境保全行動指針」策定

地域の良好な環境を保全・創造するとともに、地球環境問題に対応するため、区民、事業者、区のそれぞれが役割分担し主体的に行動していくための指針

- ・1998（平成 10）年5月 「エコ・アクションプログラムめぐろ」策定
 区が、事業者、消費者としての立場から率先して環境負荷の低減に取り組むとともに、区民や事業者による環境保全のために自主的な行動を促進するための計画
- ・2000（平成 12）年9月 「目黒区環境基本方針」策定
 総合的・計画的な環境行政推進のための基本方針

10月 「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」策定

12月 「目黒区環境基本条例」制定
 環境と共生することのできる地域社会実現のため、区、区民、事業者の責務及び協働について規定
- ・2001（平成 13）年3月 「新エコ・アクションプログラムめぐろ」
 地球温暖化対策推進法に基づく行動計画

8月 「ISO14001」認証取得
 国際規格に基づく環境マネジメントシステム
- ・2002（平成 14）年7月 「目黒区環境基本計画」策定
 環境基本条例に基づく区の環境に関する長期的目標とその実現に向けた施策の基本方針等を定めた計画
- ・2006（平成 18）年3月 「新エコ・アクションプログラムめぐろⅡ」策定
 「新エコ・アクションプログラムめぐろ」（5年計画）を改定
- ・2007（平成 19）年7月 「目黒区環境基本計画」改定
- ・2008（平成 20）年3月 「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」策定
 温対法に基づく温室効果ガス排出抑制のための地域推進計画
- ・2009（平成 21）年4月 「ISO14001」「新エコ・アクションプログラムめぐろⅡ」を発展的に解消して、「目黒区地球温暖化対策推進実行計画」（以下、「めぐろエコ・プラン」という。）を策定（第一次実行計画）
 計画期間 2009（平成 21）年 4 月から 2013（平成 25）年 3 月までの 5 年計画
 温対法に基づく区の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する実行計画
- ・2012（平成 24）年3月 「目黒区環境基本計画」改定

1-2 第二次実行計画策定の基本的考え方

温室効果ガスの削減等に関して、2010（平成22）年度に、国においては「省エネ法」及び「温対法」により、また、東京都においては「環境確保条例」により、エネルギー使用量等について報告制度が施行され、一定規模の事業所においては温室効果ガスやエネルギー使用量の削減の努力義務化等の措置が定められています。

区は、これまで、第一次実行計画に取り組み、温室効果ガスの削減や環境負荷の低減に一定の成果を挙げてきました。

東日本大震災による原子力発電所事故は、放射性物質に対する不安や電力需給の逼迫など、私たちに様々な影響を与えましたが、一方で、定着しつつある節電など、これまでの生活を見直すきっかけにもなりました。

これを機に、今後は、より一歩進めた、環境にやさしい新たなライフスタイルに転換することが求められています。

こうした動きやこれまでの達成状況を踏まえ、めぐろエコ・プランを改定し、第二次実行計画（計画期間2014（平成26）年度～2018（平成30）年度）を策定しました。

なお、ISO14001取得時に策定した「環境方針」は、2009（平成21）年4月に改定しました。今回の計画改定は、「環境方針」に定める基本理念や基本方針に沿って行うこととします。

第2章 第一次実行計画の削減の実績について

2-1 第一次実行計画の概要

区は、2009（平成21）年4月に「環境方針」を改定し、この方針に基づき「目黒区地球温暖化対策推進実行計画（めぐろエコ・プラン）」（第一次実行計画）を策定しました。

【主な取組み内容】

（1）目標

温室効果ガスの排出量を、2005（平成17）年度を基準として、目標年度の2013（平成25）年度において6%以上削減します。

ごみ排出量の削減等は、前年度と比較して改善に努めることとします。

（2）計画の位置づけ

本計画は、「温対法」第20条の3第1項に規定する「地方公共団体実行計画」です。

（3）計画の期間

実行計画の期間は、2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までの5年間とします。

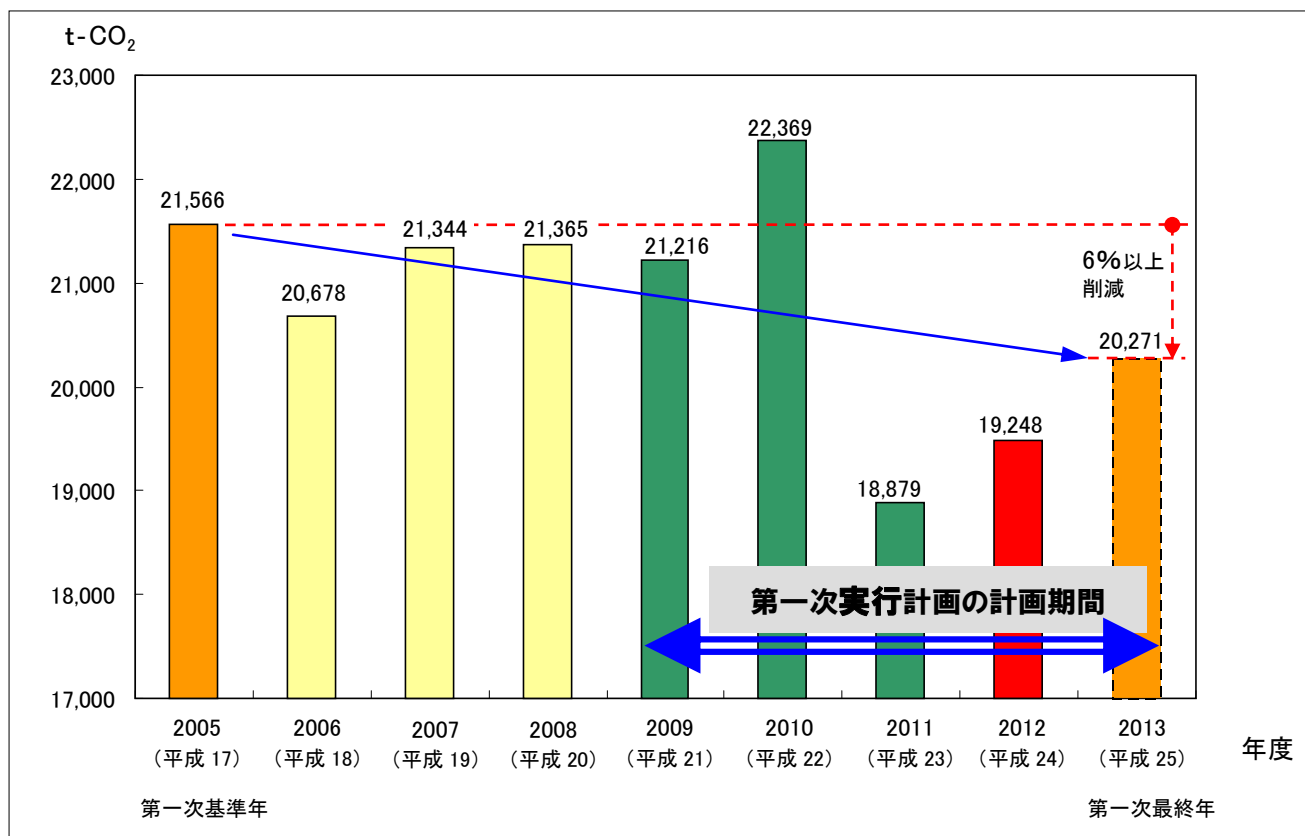
（4）計画の対象範囲

総合庁舎、庁外施設等を含めたすべての区の施設（公益法人や民間企業などの外部への委託施設も含む。）とします。

ただし、区営住宅など個別の利用者が光熱水費を負担している施設は除きます。

2-2 第一次実行計画の温室効果ガスの削減状況

第一次実行計画では、温室効果ガスの削減目標として2005（平成17）年度比で6%以上を設定し、2012（平成24）年度時点で年平均1.2%以上の削減目標を達成することができました。なお、2013（平成25）年度については現段階で未確定ですが、第一次実行計画の6%以上の削減目標を達成できる見込みです。



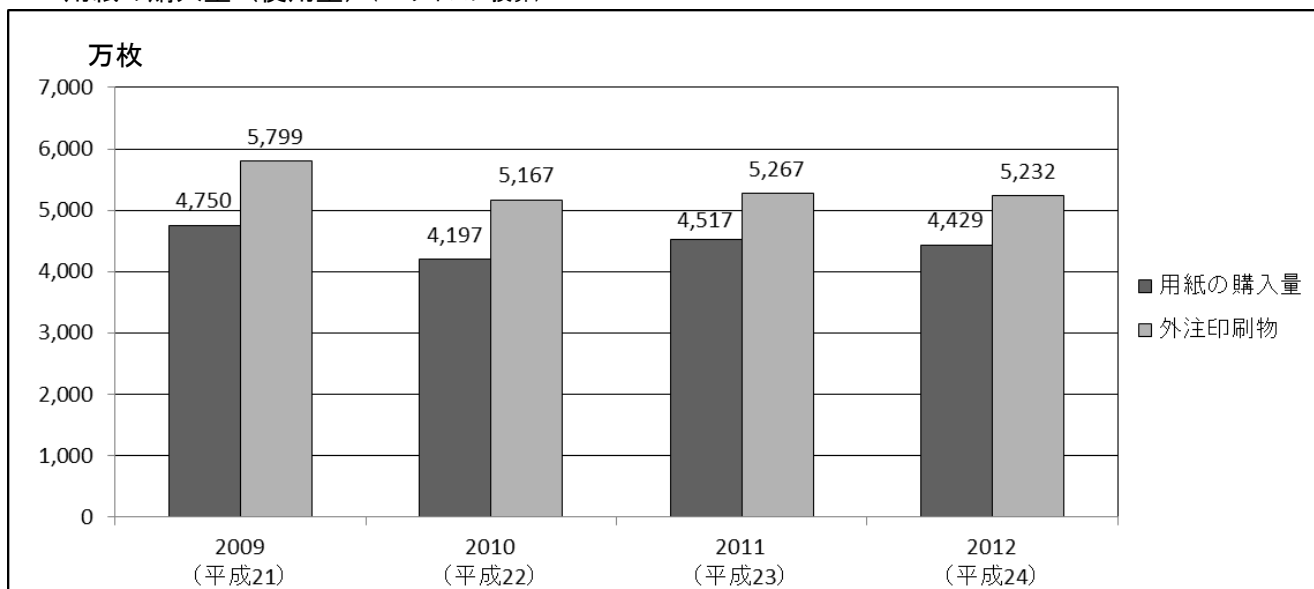
第一次実行計画期間温室効果ガス排出量

2-3 第一次実行計画における省資源の状況

(1) 用紙の購入量（使用量）等

用紙の購入量（使用量）は、前年度の購入量以下に削減することが目標です。2010（平成22）年度は大きく削減できたものの2011（平成23）年度は増加し、2012（平成24）年度は、前年度の2011（平成23）年度より削減できましたが2010（平成22）年度より多くなりました。

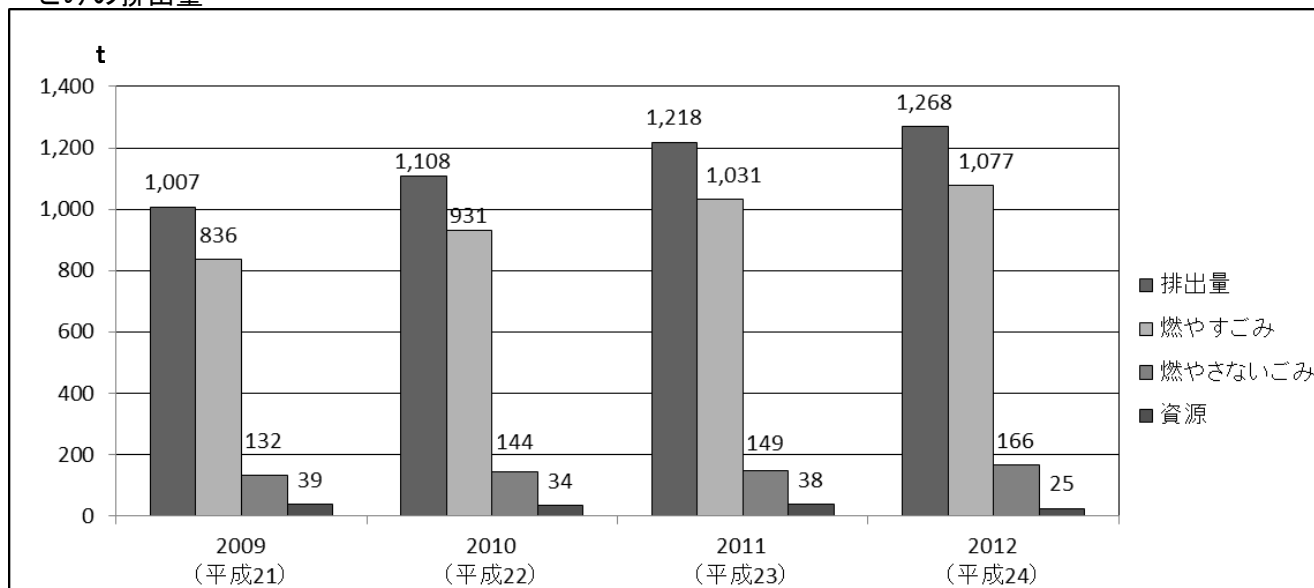
用紙の購入量（使用量）（A4 サイズに換算）



(2) ごみの排出量

ごみの排出量は、前年度の排出量以下に削減することが目標です。しかし、2009（平成21）年度からごみの排出量は増加しており、目標を達成することはできませんでした。毎年度の増加率を見てみると2012（平成24）年度は若干の増加量となっており、多少の改善は見られるものの目標達成にはいたっていません。

ごみの排出量



(3) グリーン購入の推進

2012（平成24）年度の「環境に配慮した製品」の購入は296品目であり、2009（平成21）年度に比べ、37品目増えています。

(4) 緑化の量（緑化面積）

区有施設において新たに緑化した面積は、2009（平成21）年度は1,826㎡、2012（平成24）年度は4,445㎡となっており、毎年、緑化面積は増えています。

(5) 省エネルギー機器等の導入

2009（平成21）年度から2012（平成24）年度までに区有施設において、太陽光発電設備、全熱交換器、LED照明などを導入して、省エネルギーに取り組んでいます。

(6) 低燃費車等の導入実績

2009（平成21）年度から2012（平成24）年度までに、車両の購入時に低燃費車等を導入しています。

第3章 第二次実行計画の基本的事項

3-1 取組み事項

全ての区有施設を対象として、次の取組みを進めます

- (1) 低炭素社会実現に向けた、主たる温室効果ガス（二酸化炭素）の削減とエネルギー使用量の削減
- (2) 循環型社会実現に向けた、ごみの減量等環境負荷の低減

※ 「温対法」第2条第3項に掲げる6種類の温室効果ガス^{*1}のうち、総排出量の96.5%^{*2}以上（区の事業活動においては99.9%^{*3}）を占める二酸化炭素（CO₂）を実行計画の主たる管理対象とします。

*1 温室効果ガス

- ・二酸化炭素（CO₂）・メタン（CH₄）・一酸化二窒素（N₂O）
- ・代替フロン等（HFC、PFC、SF₆）

*2 特別区の温室効果ガス排出量2013（平成25）年3月版より

*3 第一次実行計画（2012（平成24）年度）排出量より

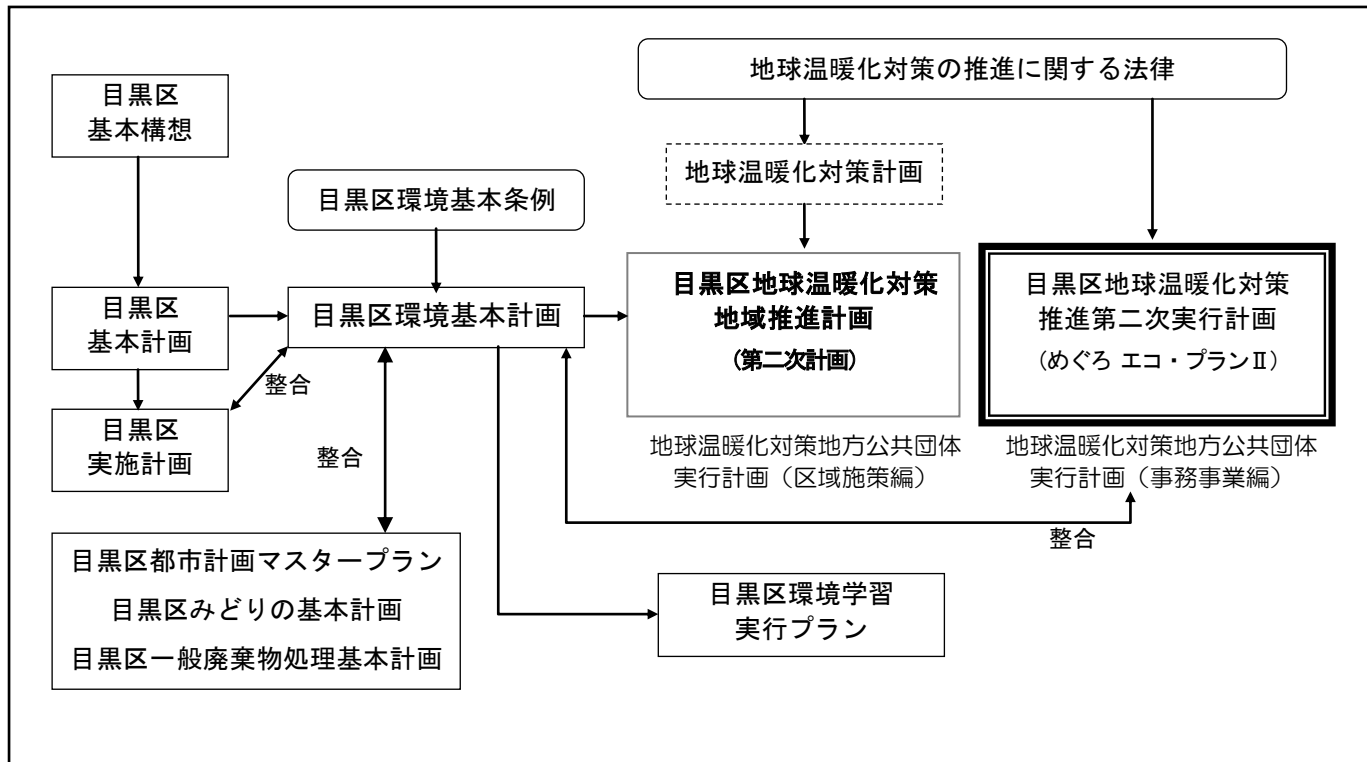
3-2 進行管理

計画は、PDCAサイクルによるマネジメントシステムを活用します。

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）

3-3 位置づけ

この計画は、「温対法」第20条の3第1項に規定する「地方公共団体実行計画」であり、低炭素社会実現に向けた目黒区の率先行動計画（めぐろエコ・プランⅡ）です。



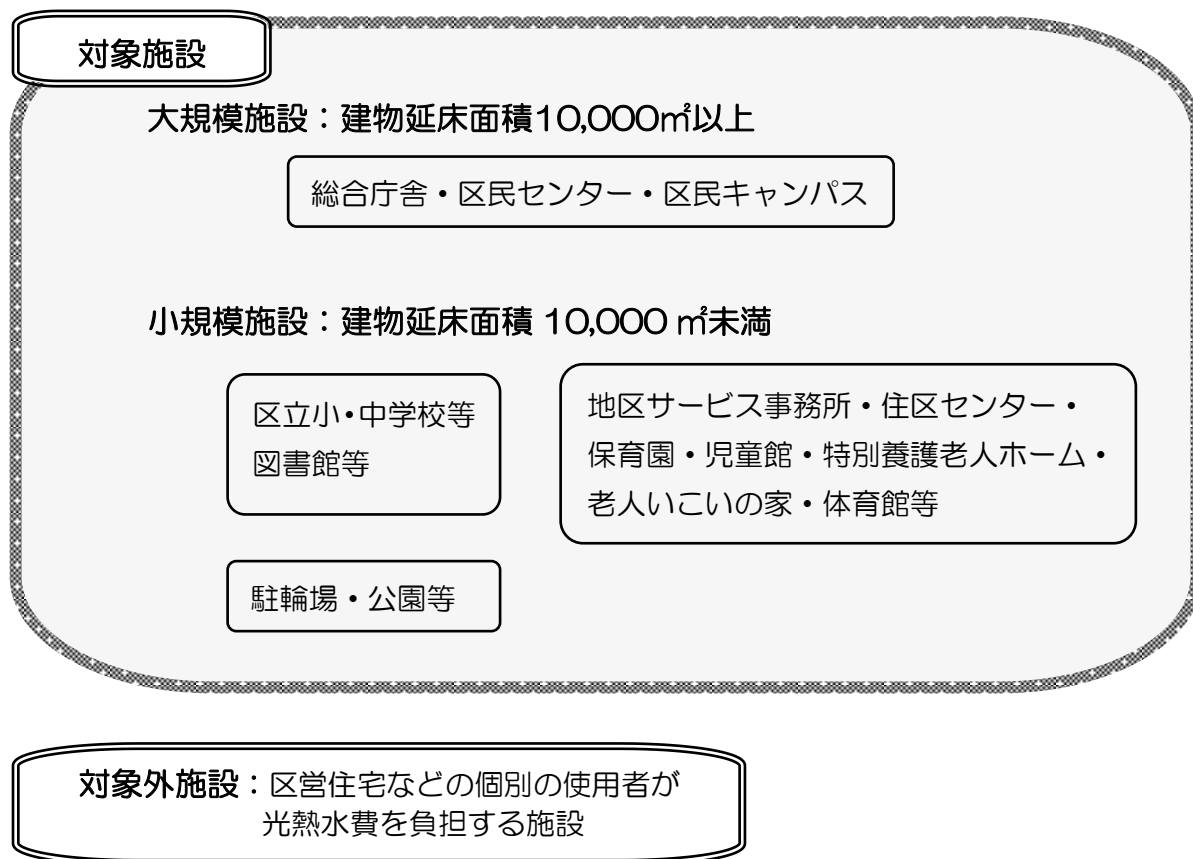
3-4 計画期間

2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までの5年間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直します。

3-5 計画の対象範囲

総合庁舎、庁外施設等を含めた区有施設のすべてを対象（指定管理者等外部への委託施設を含む）とします。（添付資料【資料2】参照）

ただし、区営住宅など個別の利用者が光熱水費を負担している施設は除きます。



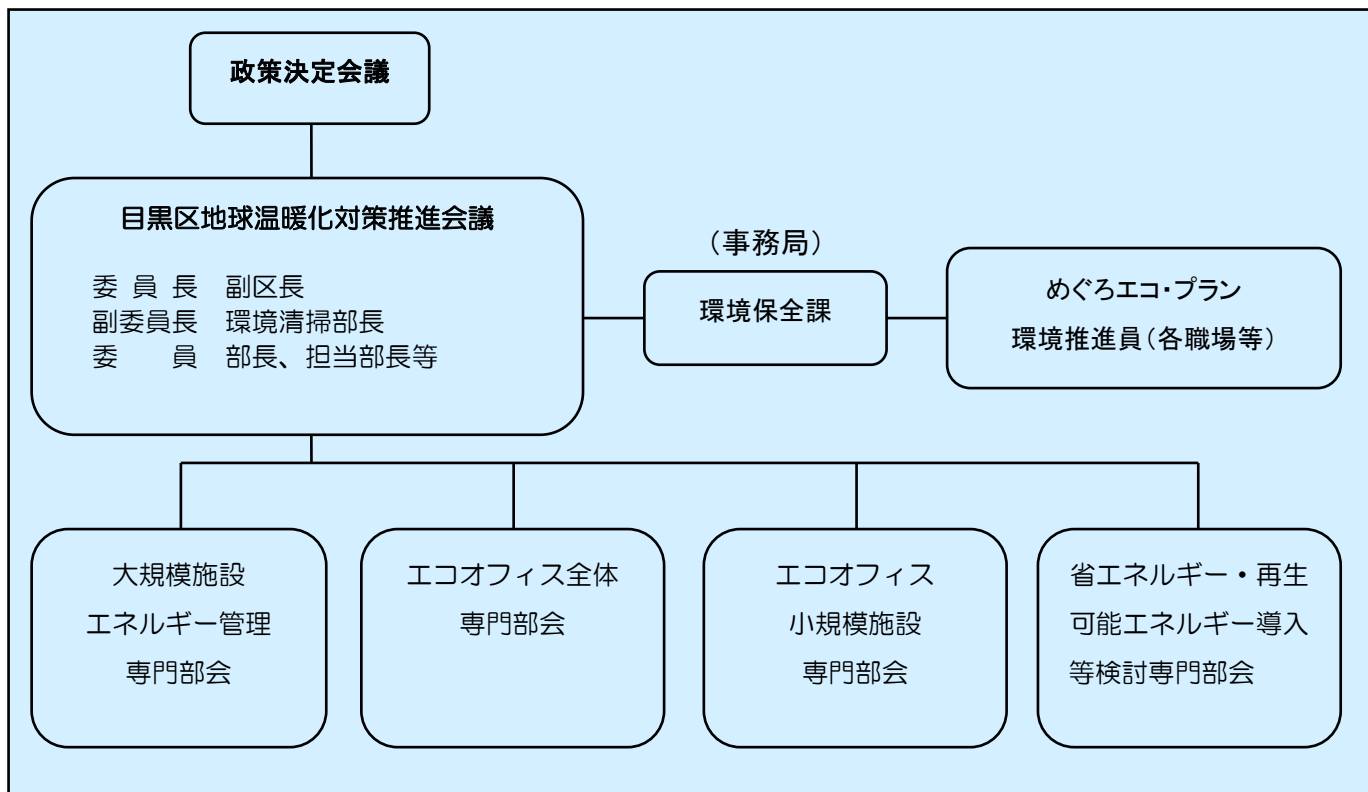
3-6 推進組織

区の温室効果ガス削減とエネルギー使用削減の対策を総合的かつ計画的に推進するため、目黒区政策決定会議等の設置及び運営に関する規則第8条に定める専門機関として、「目黒区地球温暖化対策推進会議」を設置しています。

また、推進会議の下部組織として、大規模施設エネルギー管理専門部会、エコオフィス全体専門部会、エコオフィス小規模施設専門部会、省エネルギー・再生可能エネルギー導入等検討専門部会の4つの専門部会を設置しています。エコオフィス小規模施設専門部会の中には、単独施設管理作業部会、複数施設管理作業部会、学校運営作業部会の3つの作業部会を設置し、それぞれの事業特性に応じてめぐろエコ・プランの取組みを推進しています。

さらに、2013（平成25）年度から各職場等で、めぐろエコ・プラン環境推進員を選任し、めぐろエコ・プランの取組みの向上を図っています。

第二次実行計画も、この推進組織により、取り組んでいきます。



各専門部会の部会長・副部会長構成

名 称	部会長	副部会長
大規模施設エネルギー管理専門部会	総務課長	八雲中央図書館長
エコオフィス全体専門部会	情報課長	清掃リサイクル課長
エコオフィス小規模施設専門部会	地区サービス事務所長（幹事）	清掃事務所長
省エネ・再エネ導入等検討専門部会	政策企画課長	施設課長

3-7 評価委員会

区民と学識経験者からなる目黒区地球温暖化対策推進実行計画評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置し、実行計画の運用状況について評価を行います。

第4章 第二次実行計画の取組み内容

4-1 目標

温室効果ガス排出量の算定に当たっては、毎年度のエネルギー使用量に排出係数をかけて算出する必要があります。

しかし、排出係数は、発電所の稼働状況などにより、毎年度変更されることから、エネルギー使用量は減っているものの温室効果ガスは増加するという事態も考えられます。

このため、第一次実行計画では、基準年度の排出係数で固定して、実行計画期間中の温室効果ガス排出量を算出していました。

第二次実行計画では、温室効果ガスに加えてエネルギー使用量も管理することとし、温室効果ガス排出量は、毎年度、最新の排出係数を用いて算出します。

(1) 区の事務事業に伴って排出される温室効果ガスとエネルギーの使用量の削減目標

2012（平成24）年度を基準として、2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までの5年間に
区の事務事業に伴って排出される
温室効果ガス排出量 を、計画最終年度2018（平成30）年度において5%以上削減
エネルギー使用量 します。

- ※ 管理の単位は、区有施設の総延べ床面積で割った「千㎡あたり」（これを原単位という。）とします。
- ※ 削減目標数値については、「省エネ法」のエネルギー削減の努力目標である「年間1%」を基に設定しています。
- ※ 温室効果ガス排出量については、第一次実行計画の基準年度2005（平成17）年度との比較も行ないます。

なお、第一次実行計画では対象としていなかった、目黒清掃工場から供給を受けている温水の温室効果ガス排出量とエネルギー使用量も含めることとします。

- ※ ① 第二次実行計画の基準年度である2012（平成24）年度の温室効果ガスとエネルギー使用量の数値は、目黒清掃工場から温水供給分の排出量を加算した数値とします。
- ② 原単位排出量については、区有施設が排出する温室効果ガスの排出量の年度比較がより実行性のあるものとして、下記により算出します。
【温室効果ガス排出量（t-CO₂）÷（区有施設の延べ床面積の合計（㎡）÷1,000）】により算出した数値（千/㎡）（小数点第4位を四捨五入）

- ③ 原単位エネルギー使用量については、電気、ガス等のエネルギー使用量を原油換算エネルギー使用量に

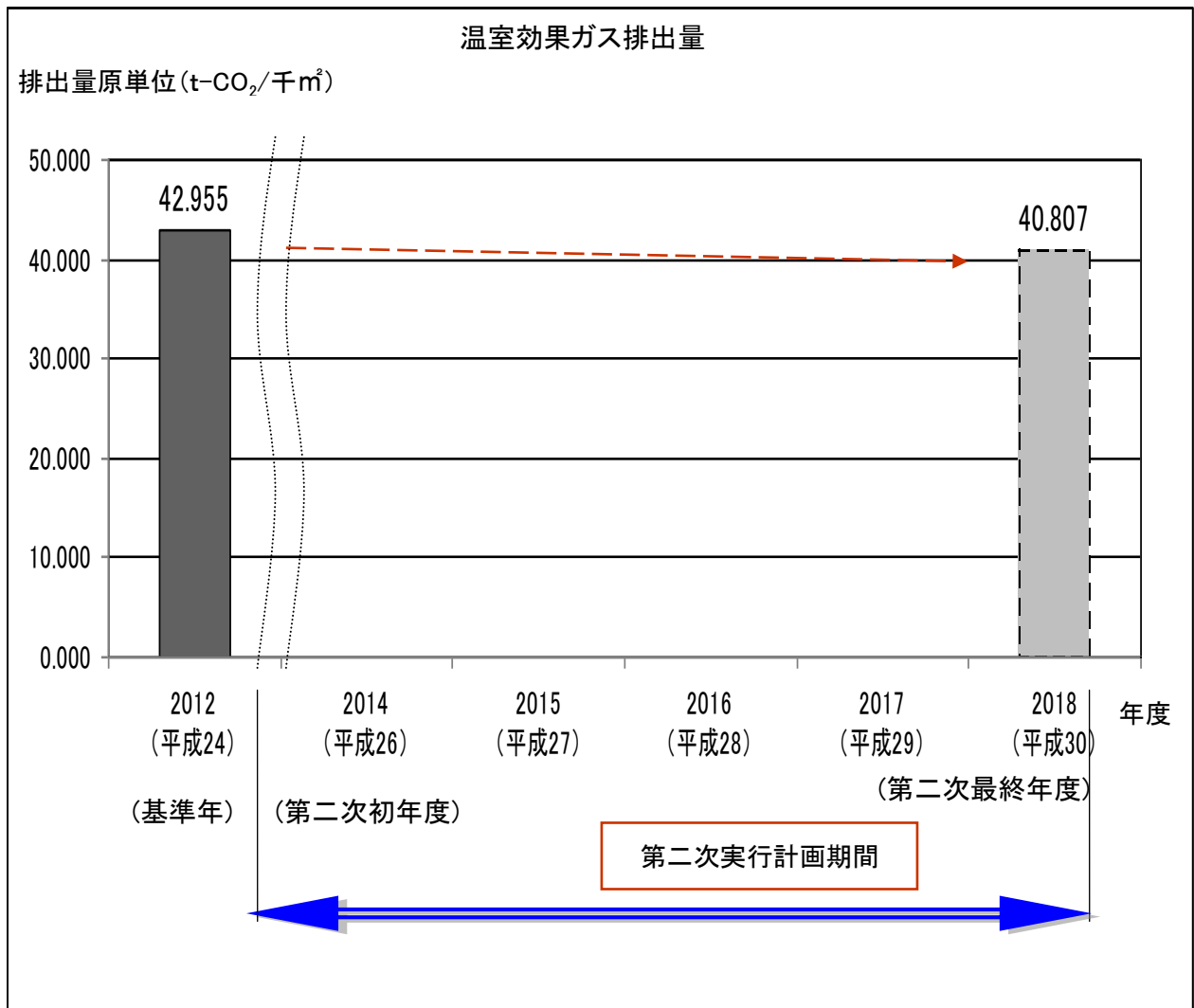
換算して、下記により算出します。

【エネルギー原油換算使用量 (kL) ÷ (区有施設の延べ床面積の合計 (㎡) ÷ 1,000)】により算出した数値(千/㎡) (小数点第 4 位を四捨五入)

(ア) 温室効果ガス排出量の削減の考え方を次に示します。この図の 2012(平成 24)年度の原単位 42.955 t-CO₂/千㎡については、以下の式により算出しています。

$$\text{(温室効果ガス排出量)} 21,595\text{t-CO}_2 \div \text{(区有施設延べ床面積合計 (区有施設名は、資料 2 参照) } 502,732.91 \text{ m}^2 \div 1,000) = 42.955 \text{ t-CO}_2/\text{千}\text{m}^2$$

2018 (平成 30) 年度における温室効果ガス排出量は、40.807 t-CO₂/千㎡になります。

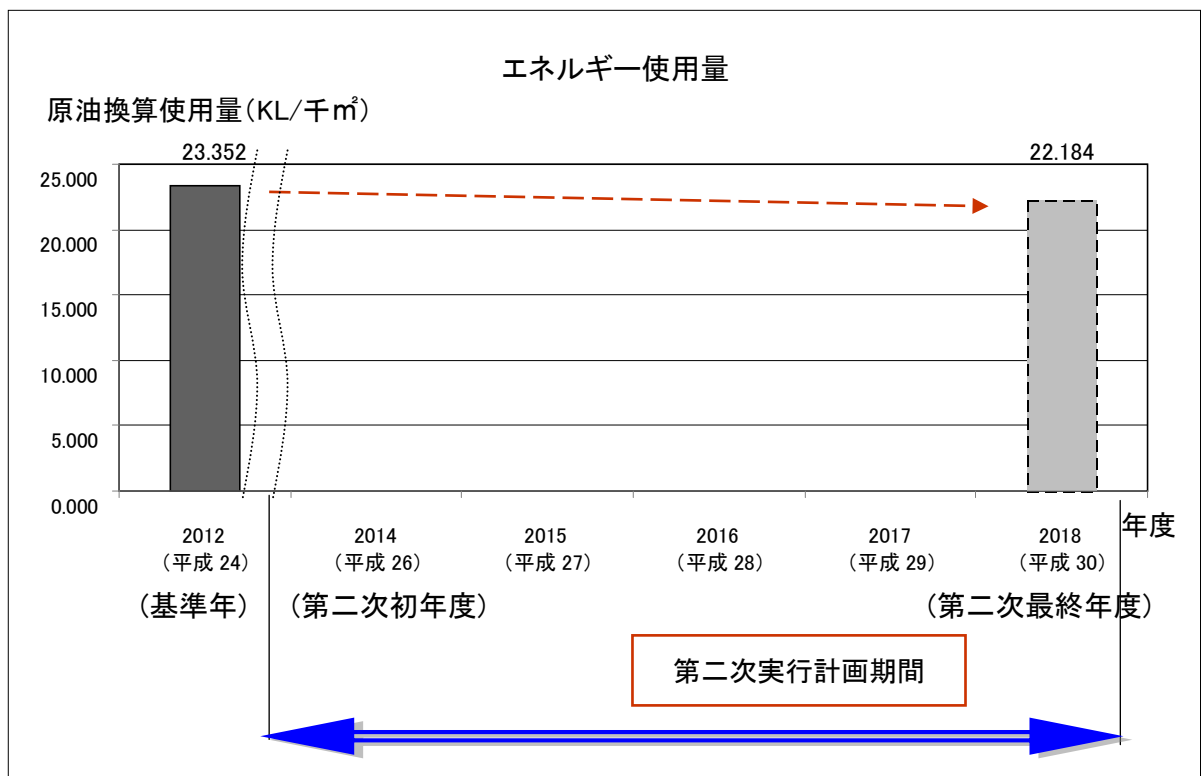


第二次実行計画温室効果ガス排出量 (5%削減イメージ図)

(イ) エネルギーの使用量の削減の考え方を次に示します。この図の2012(平成24)年度の原単位 23.352kL/千㎡については、以下の式により算出しています。

$$\text{(エネルギー原油換算使用量)} 11,740\text{kL} \div \text{(区有施設延べ床面積合計 (区有施設名は、資料2参照) } 502,732.91 \text{ m}^2 \div 1,000) = 23.352\text{kL/千m}^2$$

2018(平成30)年度におけるエネルギー原油換算使用量は、22.184 k L / 千㎡になります。



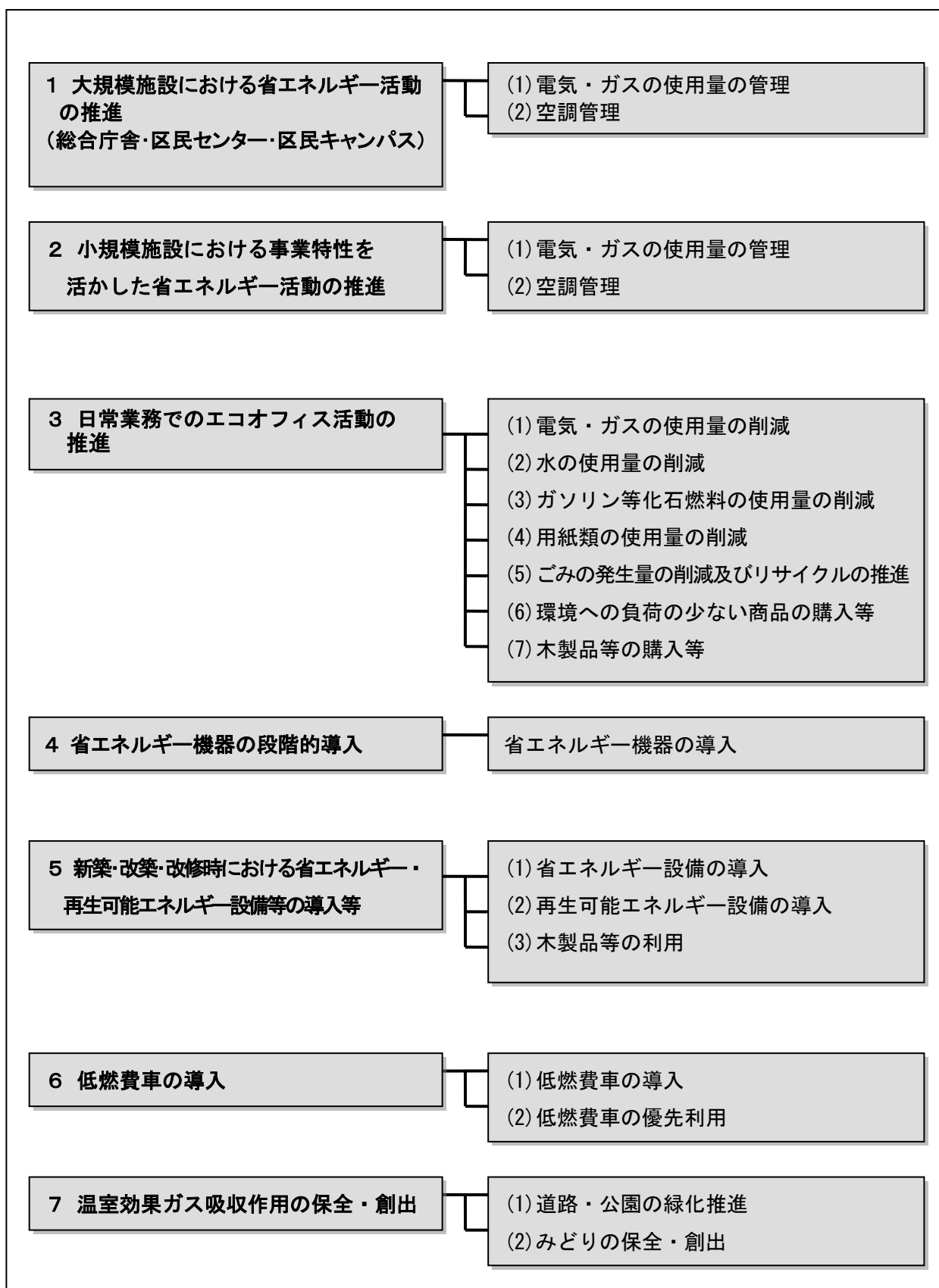
第二次実行計画エネルギー使用量 (5%削減イメージ図)

(2) 区の事務事業に伴う用紙の購入量(使用量)とごみの排出量の削減目標

用紙の購入量(使用量)とごみの排出量については、前年度以下に減らすものとします。

4-2 取組み内容

区有施設の省エネ、省資源活動について、以下の項目の内容について取組みを行います。



4-3 環境研修等

(1) 環境研修

職層を考慮した環境研修を計画的に実施し、職員の地球温暖化問題に対する理解を深めるとともに、さらなる省エネ・省資源活動の意識向上を推進します。

(①管理職研修 ②係長研修 ③一般職員研修 ④委託業者・指定管理者研修 等)

(2) 情報提供

イントラネットを活用し、めぐろエコ・プラン通信等により必要な情報提供を行います。

4-4 管理対象

(1) 温室効果ガス排出量の算定対象項目（重点管理対象）

- 電気、ガス、水道（下水道）の使用量
（清掃工場等の他の施設からの熱等の供給を含む）
- 化石燃料の使用量
（ガソリン、LPG、軽油、灯油、重油、LPG（プロパンガス）の使用量）

(2) 温室効果ガス排出量の算定対象項目以外の管理対象

- 用紙の購入量（使用量）
- ごみの排出量
- グリーン購入の推進
- 緑化の量（緑化面積）
- 省エネルギー機器等の導入量
- 低燃費車等の導入実績

※ 取り組みの具体的な内容（環境活動として区が取り組む項目等）は、別に定める『実行手順書』によります。（なお、『実行手順書』は、取り組み状況や評価を踏まえ、原則として、毎年度見直します。）

第5章 公表

本計画の運用状況と評価委員会による評価の結果を、毎年度、区報・ホームページ・環境報告書等で区民に公表します。

添付資料

【資料 1】 区有施設における温室効果ガス排出量等の推移（第一次実行計画）

※2013（平成 25）年度については、2014（平成 26）年度当初に集計を予定
しています。

（1） 温室効果ガス排出量の推移

総排出量

	2005 （平成 17）年度 （基準値）	2009 （平成 21）年度	2010 （平成 22）年度	2011 （平成 23）年度	2012 （平成 24）年度
総排出量 （単位：t-CO ₂ ）	21,566	21,216	22,369	18,879	19,248
対基準年度比	—	−1.6%	+3.7%	−12.5%	−10.7%
対前年度比	—	—	+5.4%	−15.6%	2.0%

内訳

区 分	2005 （平成 17）年度 （基準値）		2009 （平成 21）年度		2010 （平成 22）年度		2011 （平成 23）年度		2012 （平成 24）年度	
	CO ₂ 排出量 （t-CO ₂ ）	構成 割合 （%）	CO ₂ 排出量 （t-CO ₂ ）	構成割 合（%）	CO ₂ 排出量 （t-CO ₂ ）	構成 割合 （%）	CO ₂ 排出量 （t-CO ₂ ）	構成 割合 （%）	CO ₂ 排出量 （t-CO ₂ ）	構成 割合 （%）
電気	13,880	64.4	14,001	66.0	14,772	66.0	11,974	63.4	12,383	64.3
都市ガス	6,727	31.2	6,375	30.0	6,778	30.3	6,044	32.0	6,034	31.4
水道	145	0.7	147	0.7	154	0.7	146	0.8	150	0.8
下水道	398	1.8	402	1.9	412	1.9	401	2.1	408	2.1
化石燃料	394	1.8	271	1.3	232	1.0	296	1.6	255	1.3
その他	22	0.1	20	0.1	20	0.1	19	0.1	18	0.1

* 化石燃料 = ガソリン、LPG、CNG、軽油、灯油、重油など

* その他 = 自動車走行距離などから算出したメタンや一酸化二窒素を二酸化炭素に換算

* 排出係数は、東京都地球温暖化対策指針（平成 17 年 4 月 1 日）によります。

* 数値は区分ごとに四捨五入しています。

○ 温室効果ガスの算定方法

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{各エネルギー使用量} \times \text{排出係数} (*1) \times \text{温暖化係数} (*2)$$

*1…排出係数は、年度による変動があるが、第二次計画では基準年の排出係数を用いた排出量と最新の排出係数を用いた実排出量の経年比較を行う。(表1参照)

*2…温暖化係数は温室効果ガスにより数値が異なります。(表2参照)

表1 二酸化炭素の排出係数(主な燃料)

燃料	単位	排出係数 (CO ₂ /L, m ³ , kWh)	
		2009 (平成17) 年度 (基準年)	2012 (平成24) 年度 (最新数値)
電気	kWh	0.386	0.463
都市ガス	m ³	2.1084	2.23
ガソリン	リットル	2.3217	2.32
灯油	リットル	2.4919	2.48
軽油	リットル	2.6243	2.58
A重油	リットル	2.7096	2.71

(ア) 例えば、2009 (平成17) 年度 (基準年) の排出係数を用いた場合、ガソリンを1リットル消費すると二酸化炭素 (CO₂) を2.3217kg 排出することを表しています。

(イ) 2012 (平成24) 年度 (最新数値) の排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成25年度報告時 (平成24年度実績))」に基づく係数です。

表2 温室効果ガスごとの温暖化効果

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	140~11,700
パーフルオロカーボン (PFC)	6,500~9,200
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	23,900

温暖化係数とは、二酸化炭素を基準として、温室効果ガス1単位当たり二酸化炭素の何倍の温室効果があるかを表した数値です。

例えば一酸化二窒素は、1単位当たり二酸化炭素の310倍の温室効果を持っていることを表します。

(2) エネルギー使用量の推移

電気、都市ガス、水道（下水道）、ガソリンの使用量内訳

区 分	2005 (平成 17) 年度 (基準値)	2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度	2011 (平成 23) 年度	2012 (平成 24) 年度
電気 (単位：千 kWh)	35,958	36,273	38,270	31,021	32,081
対基準年度比	—	+0.9%	+6.4%	-13.7%	-10.8%
対前年度比	—	—	+5.5%	-18.9%	+3.4%
都市ガス (単位：千 m ³)	3,191	3,024	3,215	2,867	2,862
対基準年度比	—	-5.2%	+0.8%	-10.2%	-10.3%
対前年度比	—	—	+6.3%	-10.8%	-0.2%
水道 (単位：千 m ³)	763	773	810	768	793
対基準年度比	—	+1.3%	+6.2%	+0.7%	+3.9%
対前年度比	—	—	+4.8%	-5.2%	+3.3%
下水道 (単位：千 m ³)	778	787	807	785	799
対基準年度比	—	+1.2%	+3.7%	+0.9%	+2.7%
対前年度比	—	—	+2.5%	-2.7%	+1.8%
ガソリン (単位：千 l)	55	42	43	44	38
対基準年度比	—	-23.6%	-21.8%	-20.0%	-30.9%
対前年度比	—	—	+2.4%	+2.3%	-13.6%

*ガソリンは購入量

○ エネルギーの原油換算使用量の算定方法

原油換算エネルギー使用量＝各エネルギー使用量×単位発熱量（*3）×原油換算係数

*3…単位発熱量は、最新年度の数値を用いて計算します。

(表3参照 数値については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び東京ガス株式会社のデータによります)

表3 単位発熱量と原油換算係数（主な燃料）

燃料	単位発熱量		原油換算係数 (kL/GJ)
	2012 (平成24) 年度 (最新数値)		
電気 (昼間買電)	9.97GJ/千kWh		すべて「0.0258」
電気 (夜間買電)	9.28GJ/千kWh		
電気 (その他)	9.76GJ/千kWh		
都市ガス	45 GJ/千m ³		
ガソリン	34.6 GJ/kL		
灯油	36.7 GJ/kL		
軽油	37.7 GJ/kL		
A重油	39.1 GJ/kL		

(ア) 単位発熱量とは、一定の単位の燃料が完全燃焼するときに発生する熱量のこと。

(イ) 原油換算係数とは、異なるエネルギーを共通の尺度で比較するための係数のこと。

例えば、電気使用量 (昼間買電) が10,000kwhの原油換算エネルギーの使用量は、

$$(10,000/1,000) \text{ 千kWh} \times 9.97 \text{ GJ/千kWh} \times 0.0258 \text{ kL/GJ} = 2.57 \text{ kL}$$

となります。

(3) 環境配慮活動の推移

① 用紙の購入量 (使用量) 等 (A4サイズに換算)

	2009 (平成21) 年度	2010 (平成22) 年度	2011 (平成23) 年度	2012 (平成24) 年度
用紙の購入量	4,750 万枚	4,197 万枚	4,517 万枚	4,429 万枚
外注印刷物	5,799 万枚	5,167 万枚	5,267 万枚	5,232 万枚

② ごみの排出量

		2009 (平成21) 年度	2010 (平成22) 年度	2011 (平成23) 年度	2012 (平成24) 年度
排出量		1,007t	1,108t	1,218 t	1,268 t
内 訳	燃やすごみ	836t	931t	1,031 t	1,077 t
	燃やさないごみ	132t	144t	149 t	166 t
	資源	39t	34t	38 t	25 t

③グリーン購入の推進

	2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度	2011 (平成 23) 年度	2012 (平成 24) 年度
品目数	259 品目	283 品目	295 品目	296 品目

④緑化の量（緑化面積）

	2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度	2011 (平成 23) 年度	2012 (平成 24) 年度
緑化面積	1,826 m ²	11,363 m ²	1,846 m ²	4,445 m ²

⑤省エネルギー機器等の導入

	2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度	2011 (平成 23) 年度	2012 (平成 24) 年度
機器名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電 ・ 全熱交換器 ・ 高輝度誘導灯 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電 ・ トップランナー エアコン ・ 全熱交換器 ・ 高効率給湯器 ・ 高輝度誘導灯 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電 ・ トップランナー エアコン ・ 全熱交換器 ・ 高効率給湯器 ・ 高輝度誘導灯 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トップランナー エアコン ・ 全熱交換器 ・ LED 照明器具 (器具一体直管型) ・ LED 誘導灯 など

⑥低燃費車等の導入実績

	2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度	2011 (平成 23) 年度	2012 (平成 24) 年度
導入実績	2 台	1 台	1 台	1 台

【資料 2】 2012（平成 24）年度基準時管理対象区有施設

平成 25 年 3 月現在

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課
部	課			
総務部	総務課	総合庁舎	庁舎(別館含む) 東部地区サービス事務所 東部包括支援センター 都税事務所	総務課 東部地区サービス事務所 地域ケア推進課 総務課
	人権政策課	中目黒スクエア	男女平等・共同参画センター 青少年プラザ 中目黒住区センター 中目黒住区センター児童館 中目黒住区センター学童保育クラブ	人権政策課 生涯学習課 東部地区サービス事務所 子育て支援課 子育て支援課
危機 管理室	防災課	防災センター	地震の学習館 中央地区備蓄倉庫	防災課 防災課
		中目黒公園備蓄倉庫		防災課
		目黒区防災備蓄倉庫		防災課
		三田二丁目防災器具置場		防災課
		固定系無線等(全箇所)		防災課
		五本木 2 丁目備蓄倉庫		防災課
		東山公園備蓄倉庫		防災課
下目黒 3 丁目防災備蓄倉庫		防災課		
区民 生活部	地域振興課	箱根保養所 (24年度は「管理用」としてエネルギー使用)	保養所・従業員宿舎・浴室ほか	地域振興課
	産業経済課	目黒区民センター	中小企業センター 勤労福祉会館 消費生活センター 区民センター図書館 区民センター社会教育館 区民センター体育館 区民センター児童館 区民センター学童保育クラブ	産業経済課 産業経済課 産業経済課 八雲中央図書館 生涯学習課 スポーツ振興課 子育て支援課 子育て支援課
	文化・交流課	目黒区美術館		文化・交流課
	スポーツ振興課	中央体育館		スポーツ振興課
		宮前公園庭球場		スポーツ振興課
		砧競技場管理事務所		スポーツ振興課
		駒場体育館		スポーツ振興課
			碑文谷体育館 中央地区備蓄倉庫	スポーツ振興課 防災課
	北部地区 サービス事務所	北部地区サービス事務所	北部地区サービス事務所 北部包括支援センター	北部地区サービス事務所 地域ケア推進課
		駒場住区センター	駒場住区センター 駒場行政サービス窓口	北部地区サービス事務所 北部地区サービス事務所
		菅刈住区センター	菅刈住区センター 菅刈老人いこいの家 菅刈学童保育クラブ 北部地区備蓄倉庫	北部地区サービス事務所 高齢福祉課 子育て支援課 防災課
		東山住区センター	東山住区センター 東山老人いこいの家	北部地区サービス事務所 高齢福祉課
		烏森住区センター	烏森住区センター 烏森老人いこいの家 烏森住区センター児童館	北部地区サービス事務所 高齢福祉課 子育て支援課
	東部地区 サービス事務所	下目黒住区センター	下目黒住区センター 下目黒老人いこいの家 下目黒シルバー作業所	東部地区サービス事務所 高齢福祉課 高齢福祉課
不動住区センター		不動住区センター 不動老人いこいの家	東部地区サービス事務所 高齢福祉課	
田道住区センター三田分室		田道住区センター三田分室 三田分室老人いこいの家	東部地区サービス事務所 高齢福祉課	
中央地区 サービス事務所	中央地区サービス事務所	中央地区サービス事務所 中央包括支援センター	中央地区サービス事務所 地域ケア推進課	

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課	
部	課				
健康福祉部		上目黒住区センター	上目黒住区センター 上目黒住区センター児童館 上目黒住区センター学童保育クラブ	中央地区サービス事務所 子育て支援課 子育て支援課	
		油面住区センター	油面住区センター 油面住区センター児童館 油面住区センター学童保育クラブ	中央地区サービス事務所 子育て支援課 子育て支援課	
		五本木住区センター	五本木住区センター 五本木住区センター児童館 五本木住区センター学童保育クラブ	中央地区サービス事務所 子育て支援課 子育て支援課	
		鷹番住区センター	鷹番住区センター 鷹番老人いこいの家	中央地区サービス事務所 高齢福祉課	
		南部地区サービス事務所	月光原住区センター	月光原住区センター 月光原老人いこいの家	南部地区サービス事務所 高齢福祉課
			向原住区センター	向原住区センター 向原老人いこいの家 向原住区センター児童館 向原住区センター学童保育クラブ	南部地区サービス事務所 高齢福祉課 子育て支援課 子育て支援課
			碑住区センター	碑住区センター 碑老人いこいの家 公園事務所	南部地区サービス事務所 高齢福祉課 みどり公園課
			原町住区センター	原町住区センター 原町住区センター児童館 原町住区センター学童保育クラブ	南部地区サービス事務所 子育て支援課 子育て支援課
			大岡山東住区センター	大岡山東住区センター 大岡山東老人いこいの家	南部地区サービス事務所 高齢福祉課
			目黒駅行政サービス窓口		南部地区サービス事務所
		西部地区サービス事務所	西部地区サービス事務所	西部地区サービス事務所 西部包括支援センター コーポ柿の木坂(高齢者福祉住宅)	西部地区サービス事務所 地域ケア推進課 高齢福祉課
			大岡山西住区センター		西部地区サービス事務所
			中根住区センター	中根住区センター 中根老人いこいの家	西部地区サービス事務所 高齢福祉課
	自由が丘住区センター			西部地区サービス事務所	
	自由が丘住区センター宮前分室		自由が丘住区センター宮前分室 宮前分室老人いこいの家	西部地区サービス事務所 高齢福祉課	
	八雲住区センター		八雲住区センター 八雲住区センター児童館 八雲住区センター学童保育クラブ 八雲老人いこいの家	西部地区サービス事務所 子育て支援課 子育て支援課 高齢福祉課	
	八雲住区センター中根一丁目会議室			西部地区サービス事務所	
	東根住区センター		東根住区センター 東根老人いこいの家	西部地区サービス事務所 高齢福祉課	
	碑文谷保健センター 高齢福祉課		碑文谷保健センター		碑文谷保健センター
			特別養護老人ホーム東山		高齢福祉課
		特別養護老人ホーム中目黒		高齢福祉課	
		特別養護老人ホーム東が丘		高齢福祉課	
		田道ふれあい館	田道住区センター 高齢者センター 目黒エコプラザ (社)目黒区シルバー人材センター	東部地区サービス事務所 高齢福祉課 環境保全課 健康福祉計画課	
		コーポ目黒本町	(高齢者住宅)	高齢福祉課	
		コーポ目黒	(高齢者住宅)	高齢福祉課	
		コーポ中目黒	(高齢者住宅)	高齢福祉課	
		コーポ中町	(高齢者住宅)	高齢福祉課	
コーポ清水町		(高齢者住宅)	高齢福祉課		
駒場老人いこいの家			高齢福祉課		
上二老人いこいの家			高齢福祉課		
田道老人いこいの家			高齢福祉課		
上目黒老人いこいの家			高齢福祉課		
中町老人いこいの家		高齢福祉課			

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課		
部	課					
		五本木老人いこいの家		高齢福祉課		
		原町老人いこいの家		高齢福祉課		
		平町老人いこいの家	平町老人いこいの家 大岡山学童保育クラブ	高齢福祉課 子育て支援課		
		自由が丘老人いこいの家		高齢福祉課		
		にこにこサロン		高齢福祉課		
	障害福祉課	下目黒福祉工房		障害福祉課		
		目黒本町福祉工房		障害福祉課		
		かみよん工房		障害福祉課		
		大橋えのき園	大橋えのき園 氷川荘	障害福祉課 子ども政策課		
		すくすくのびのび園		障害福祉課		
		東が丘障害福祉施設		障害福祉課		
		グリーンカフェ西郷山		障害福祉課		
		スマイルプラザ中央町	目黒障害者就労支援センター 障害者就労移行支援施設 中央町児童館 中央町学童保育クラブ	障害福祉課 障害福祉課 子育て支援課 子育て支援課		
		子育て支援部	子育て支援課	駒場児童館		子育て支援課
				鷹番学童保育クラブ		子育て支援課
不動児童館	不動児童館 不動学童保育クラブ			子育て支援課 子育て支援課		
中根小学校内学童保育クラブ				子育て支援課		
子ども政策課	みどりハイム		みどりハイム 下目黒自転車集積所	子ども政策課 道路管理課		
保育課	駒場保育園			保育課		
	菅刈保育園			保育課		
	東山保育園			保育課		
	第二上目黒保育園			保育課		
	上目黒保育園		上目黒保育園 烏森学童保育クラブ	保育課 子育て支援課		
	中目黒保育園			保育課		
	田道保育園		田道保育園 田道ハイム のぞみ寮 東部地区下目黒備蓄倉庫	保育課 障害福祉課 障害福祉課 防災課		
	不動保育園			保育課		
	中町保育園			保育課		
	祐天寺保育園			保育課		
	中央町保育園		保育課			
	原町保育園		保育課			
	南保育園		保育課			
	ひもんや保育園	ひもんや保育園 ひもんや学童保育クラブ	保育課 子育て支援課			
	コーポ目黒本町二丁目 (第二ひもんや保育園)	第二ひもんや保育園 コーポ目黒本町二丁目(高齢福祉住宅)	保育課 高齢福祉課			
	第三ひもんや保育園		保育課			
	鷹番保育園		保育課			
	大岡山保育園		保育課			
	八雲保育園		保育課			
目黒保育園		保育課				
中目黒駅前保育園		保育課				
都市整備部	都市整備課	三田フレンズ	三田地区整備事業住宅 三田地区店舗施設 三田地区駐車場 三田集会室	都市整備課 産業経済課 都市整備課 都市整備課		
		三田防災街づくり会館		都市整備課		
	道路管理課	中町二丁目自転車集積所		道路管理課		
		中目黒駅前駐輪場ほか7か所所駐輪場		道路管理課		

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課	
部	課				
	土木工事課	土木事務所	土木事務所 北部地区備蓄倉庫 上目黒職員住宅	土木工事課 防災課 人事課	
		水防倉庫		土木工事課	
	みどりと公園課	駒場野公園ほか 36 か所公園関連施設			みどりと公園課
		駒場児童遊園ほか 44 か所児童遊園関連施設			みどりと公園課
		目黒川船入場(川の資料館)			みどりと公園課
		上目黒四丁目防災ひろば			みどりと公園課
		駒場東大前駅公衆便所ほか 18 か所公衆便所関連施設 (めぐろ区民キャンパス公衆便所は、めぐろ区民キャンパスに含む)			みどりと公園課
公園事務所			みどりと公園課		
環境 清掃部	環境保全課	平町エコプラザ	平町エコプラザ 平町リサイクルストックヤード	環境保全課 環境保全課	
		目黒エコプラザ別館	(目黒清掃工場内)	環境保全課	
	清掃リサイクル課	中央町リサイクルストックヤード		清掃リサイクル課	
	清掃事務所	清掃事業所		清掃事務所	
		粗大中継所		清掃事務所	
		清掃事務所		清掃事務所	
教育 委員会	学校運営課	八雲小学校		学校運営課	
		菅刈小学校		学校運営課	
		下目黒小学校		学校運営課	
		碑小学校	碑小学校 南部地区プール 南部地区サービス事務所 南部包括支援センター	学校運営課 スポーツ振興課 南部地区サービス事務所 地域ケア推進委課	
		中目黒小学校		学校運営課	
		油面小学校		学校運営課	
		大岡山小学校		学校運営課	
		烏森小学校	烏森小学校 からすみ幼稚園	学校運営課 学校運営課	
		向原小学校		学校運営課	
		五本木小学校	五本木小学校 中央地区プール	学校運営課 スポーツ振興課	
		鷹番小学校		学校運営課	
		田道小学校	田道小学校 田道小学校内学童保育クラブ	学校運営課 子育て支援課	
		月光原小学校	月光原小学校 げっこうはら幼稚園	学校運営課 学校運営課	
		駒場小学校		学校運営課	
		緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘小学校 西部地区プール	学校運営課 スポーツ振興課	
		原町小学校		学校運営課	
		不動小学校	不動小学校 ふどう幼稚園	学校運営課 学校運営課	
		上目黒小学校		学校運営課	
		東根小学校	東根小学校 東根学童保育クラブ	学校運営課 子育て支援課	
		中根小学校		学校運営課	
		宮前小学校	宮前小学校 宮前小学校内学童保育クラブ 西部地区備蓄倉庫	学校運営課 子育て支援課 防災課	
		東山小学校		学校運営課	
		第一中学校		学校運営課	
		第三中学校		学校運営課	
		第四中学校		学校運営課	
		第七中学校		学校運営課	
		第八中学校		学校運営課	
第九中学校		学校運営課			
第十中学校		学校運営課			

施設管理課		施設名	構成施設	施設担当課
部	課			
施設管理課		第十一中学校		学校運営課
		東山中学校		学校運営課
		目黒中央中学校		学校運営課
	教育指導課	八ヶ岳林間学園		教育指導課
		興津自然学園		教育指導課
	めぐろ学校サポートセンター	めぐろ学校サポートセンター	めぐろ学校サポートセンター めぐろ歴史資料館	めぐろ学校サポートセンター 生涯学習課
	生涯学習課	東山地区センター	東山社会教育館 ひがしやま幼稚園 東山住区会議室 東山児童館 東山学童保育クラブ 東山第二学童保育クラブ	生涯学習課 学校運営課 北部地区サービス事務所 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課
		中央町さくらプラザ	中央町社会教育館 五本木住区会議室	生涯学習課 中央地区サービス事務所
		南部地区センター	目黒本町社会教育館 目黒本町図書館 目黒本町保育園 目黒本町学童保育クラブ 南部地区備蓄倉庫 (社)目黒区シルバー人材センター分室	生涯学習課 八雲中央図書館 保育課 子育て支援課 防災課 健康福祉計画課
		緑が丘コミュニティセンター本館	緑が丘文化会館 緑が丘図書館	生涯学習課 八雲中央図書館
		緑が丘コミュニティセンター別館	緑が丘文化会館別館 みどりがおか幼稚園 緑が丘行政サービス窓口 緑が丘児童館 緑が丘学童保育クラブ	生涯学習課 学校運営課 西部地区サービス事務所 子育て支援課 子育て支援課
		埋蔵文化財整理室		生涯学習課
		古民家	(すずめのお宿緑地公園内)	生涯学習課
		八雲中央図書館	めぐろ区民キャンパス	八雲中央図書館 Ⅱ期共用(駐輪場・駐車場含む) レストラン めぐろパーシモンホール 八雲体育館 心身障害者センターあいアイ館/休日診療所等 セレモニー目黒 西部地区応急対策資機材等倉庫 公園・公衆便所 グリーンカフェ八雲 Ⅰ期共用
	大橋図書館		大橋図書館 大橋老人いこいの家	八雲中央図書館 高齢福祉課
	上目黒二丁目文化公益施設		中目黒駅前図書館 GT プラザホール めぐろ観光まちづくり協会	八雲中央図書館 文化・交流課 産業経済課
	守屋図書館			八雲中央図書館
	洗足図書館			八雲中央図書館
	合 計	施設数 267 施設 (このほかに、床面積対象外として、緑道等があります。)		

* 上記施設の「北部地区サービス事務所(北部包括支援センターを含む)」、「大橋図書館」及び「大橋老人いこいの家」については、平成 24 年度の移転、業務終了前の区有施設として記載しています

【資料 3】 「地球温暖化対策の推進に関する法律」抜粋

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) (略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画
(事務事業編)

平成 26 年 3 月策定

編集・発行 目黒区環境清掃部環境保全課温暖化対策係
〒153-0051 目黒区上目黒 2-19-15
電話 (5722)9034 直通